

各務原市役所敷地内における
キッチンカー等移動販売車
設置事業者募集要項

令和6年12月

(令和8年8月改版)

各 務 原 市

1. 目的

行政財産の有効活用を図るとともに、市役所利用者の利便性の向上、賑わいの創出および飲食店の販売機会の増加を目的にキッチンカー等移動販売車の設置による、飲食物の販売を行う事業者（以下、出店者という）を募集する。

2. 概要

（1）場所

各務原市那加桜町 1 丁目 69 番地 各務原市役所敷地内
（別図第 1 に示す 2 区画）

（2）面積

1 区画約 45 m²（5m×9m）

（3）使用用途

キッチンカー等移動販売車による昼食を主とした飲食物の販売
※ただし、酒類の販売は禁止とする。

（4）営業可能日時

月曜日から金曜日（市の休日（各務原市の休日を定める条例〔平成 3 年条例第 6 号〕第 1 条第 1 項各号に掲げる日をいう）を除く）
午前 8 時 45 分から午後 4 時 30 分のうち希望する時間（搬入・搬出の時間も含む）
※ただし、午前 11 時から午後 2 時までは必ず営業すること。

（5）使用料

土地使用料 191 円/日
電気使用料 321 円/日
※市の電源を使用しない場合は、土地使用料（191 円/日）のみ

（6）出店期間

令和 7 年 2 月 3 日（月）～
1 か月ごとに出店者を募集する。応募方法や注意事項等は「4. 応募方法」を参照すること。

3. 応募資格・使用条件

（1）応募資格

- ア. 各務原市内でのキッチンカー等移動販売車の営業に必要な営業許可証を有する者または必要な営業届を行った者。
- イ. 食品衛生責任者または、それに代わる資格を有する者。

- ウ. 生物賠償責任保険（PL 保険）に加入している者。
- エ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号までおよび第 6 号に該当しない者であること。
- オ. 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている団体または当該団体の役職員もしくは構成員でないこと。

（２）使用条件

- ア. 食品衛生法その他関係法令を遵守し、食中毒等の防止に万全を期すること。
また、万一食中毒等が発生した場合、出店者の責任において、迅速に対応し、相応の補償を行うこと、かつその補償能力があること。
- イ. 発生するゴミは出店者がゴミ箱を設置し、回収・処分すること。また、販売終了後は使用場所の清掃を行うこと。
- ウ. 騒音防止のため、発電機等の使用は原則禁止とする。電気を使用する場合は、市の電源（100V×15A、1 事業者につき 1 口 有料）を使用すること。ただし、市の電源では電力が足りない場合に限り、発電機等の使用を許可する。使用する場合は事前に市に申し出ること。なお、市職員、市役所利用者より騒音の苦情があった場合は、発電機等の利用を取り止めとする場合がある。
市の電源を使用する出店者は低層棟南西出入口にある電源ドラムを低層棟南へ移動し、電源盤（場所は別図第 1 参照）へコードをつないで使用すること。この際、コードがたわまないようにすること。準備の仕方等は別紙「【市の電源を使用する方】電源ドラムの準備の仕方について」参照。
- エ. 敷地進入時および敷地内の通行時は、通行人や車両に十分注意すること。
- オ. 出店者は、事前に市役所 1 階中央管理室よりボラード（車止め）の鍵を借り、ボラードを外したのち車両を搬入、その後ボラードをもとに戻し鍵を返却すること。鍵を借りる際は、ロータリー内の、他の車両の通行の妨げにならない場所に駐車すること。出店終了後の退出時も同様とする。
- カ. 水道および排水設備の使用は禁止とする。
- キ. 庁舎内および庁舎敷地内での客引き、宣伝は行わないこと。
- ク. 音響設備・拡声器等、騒音となり得る機器を使用しないこと。
- ケ. 取扱商品に関するアレルギー物質の表示を行うこと。
（表示義務 7 品目、表示推奨 21 品目）
- コ. 出店位置付近に火災報知器が設置されているため、調理等で煙が発生する場合事前に市に連絡すること。
- サ. 出店による事故や苦情等は出店者の責任において対処すること。また、対処した内容について、事後、市に報告を行うこと。

- シ. 使用条件を厳守しない場合や、消費期限が切れている飲食物またはそれらで調理したものを販売した場合、その他市が出店を不適切と判断した場合、出店許可および事前登録の取り消しを行う。出店者が許可および登録の取り消しを受けた場合において、損害が生じてても市は一切の責を負わないものとする。
- ス. 出店者は、出店日毎に市が作成したアンケートに回答し、市に報告すること。

＜アンケート項目＞

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ・ 1日の来客者数 | ・ 来客者の男女比 |
| ・ 来客者のうち職員の割合 | ・ 来客者の一番多かった年齢層 |
| ・ 売上金額 | ・ 売上のうち、11時から14時の割合 |
| ・ 一番売上がよかったメニュー | ・ その他要望等（自由記述） |

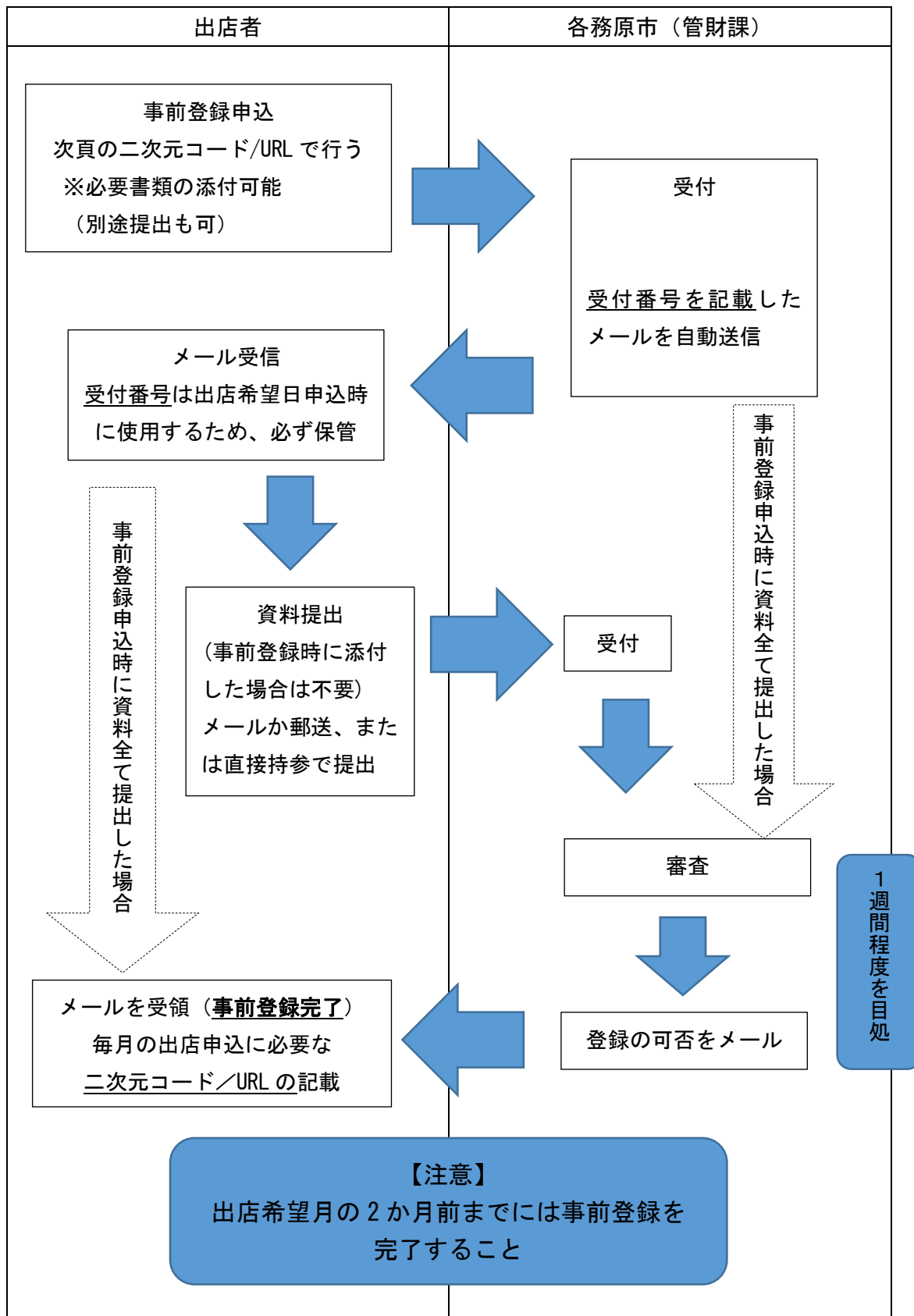
4. 応募方法

申込手続きは、システム（LOGO フォーム）で行う。電話および市役所窓口での申込は不可とする。

（1）事前登録

- ・ 本募集に出店するには、事前登録が必要。
- ・ 事前登録は、本募集において初回に行う登録。一度登録すれば再度登録する必要はない。
試行期間中（令和5年11月～令和6年10月）に事前登録した場合も改めて登録は不要。
- ・ 後述（フロー図のあとに記載）の二次元コード／URLから事前登録申込を行うこと。
- ・ 事前登録には、資料（フロー図のあとに記載）の提出が必要。
資料は以下のいずれかの方法で提出すること。
 - 事前登録申込のシステム上で添付
 - 事前登録申込後、メール（kanzai01@city.kakamigahara.gifu.jp）で提出
 - 事前登録申込後、郵送 各務原市那加桜町1丁目69番地 各務原市役所管財課あて
 - 事前登録申込後、持参 各務原市役所5階 管財課
- ・ 事前登録申込時の自動返信メールに記載の「受付番号」は、出店申込の際に必要なため、確認できるようにしておくこと。
- ・ 事前登録申込および資料受付後、市で審査を行い、登録の可否を連絡する。
登録の可否の連絡は、資料到着後1週間を目処にメールで行う。
- ・ 出店日の申込は、事前登録完了の通知メールに記載の二次元コード／URLで実施可能。
二次元コード／URLは毎月の出店申込に利用するため、紛失しないよう注意すること。
- ・ 出店申込は、出店月の2か月前の15日から月末までとする。そのため、出店希望月の2か月前までには、事前登録を完了すること。

フロー図（事前登録）



○事前登録時提出資料

キッチンカーと移動販売で提出書類が異なるため、以下の表を参考に提出する。

提出書類	キッチンカー	移動販売
キッチンカー営業に伴う食品営業許可書の写し	○	×
移動販売に伴う営業届の控えの写し	×	○
使用する車両の車検証の写し	○	×
使用する車両図面の写し	○	×
食品衛生責任者またはそれに代わる資格証明書の写し	○	○
生産物賠償責任保険（PL 保険）の保険証券の写し	○	○
出店するキッチンカーの写真	○	×
主なメニューの写真	○	○
価格が分かるメニュー表等の写し （メニューの一部を出店スケジュールに反映します）	○	○

○提出必要、×提出不要



事前登録用二次元コード

<https://logoform.jp/form/en3w/304857>

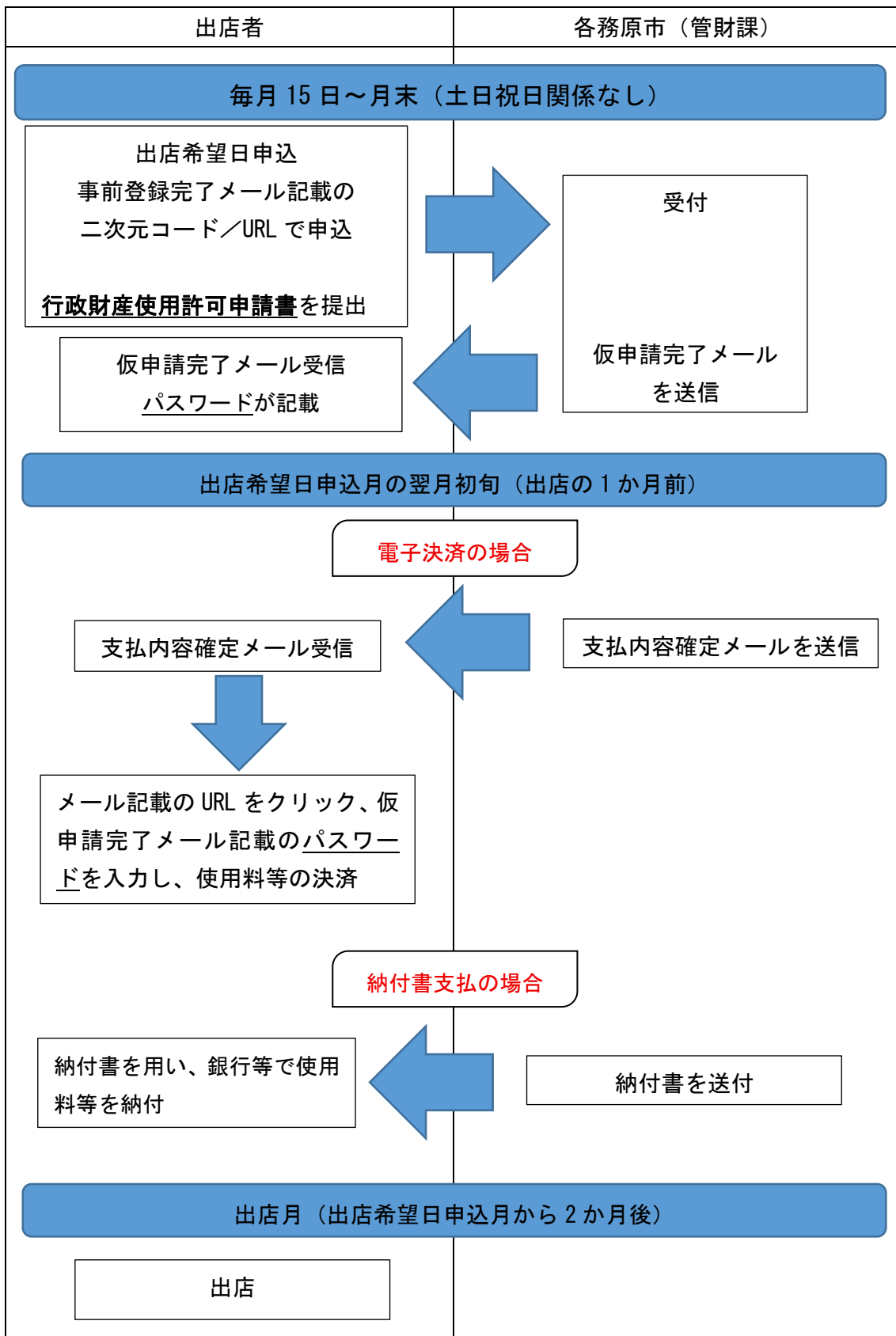
事前登録用 URL

（２）出店希望日申込

- ・事前登録が完了した出店者は、出店申込期間に出店希望日の申し込みが可能。
- ・「(4)出店日申込の注意点」をよく確認し、事前登録の審査結果のメールに記載の二次元コードまたはURLから出店申込をすること。
- ・出店申込時には、事前登録時の受付番号（事前登録申込時の自動返信メールに記載）の入力および行政財産使用許可申請書（別紙第1）の提出が必要。

- ・ 行政財産使用許可申請書（別紙第 1）は、以下のいずれかの方法で提出すること。
 - 出店申込フォームに添付
 - 出店申込後、メール（kanzai01@city.kakamigahara.gifu.jp）で提出
 - 出店申込後、郵送 各務原市那加桜町 1 丁目 69 番地 各務原市役所管財課あて
 - 出店申込後、持参 各務原市役所 5 階 管財課
- ・ 複数日申込の場合、申込日すべてを 1 枚にまとめて記入する（行政財産使用許可申請書の提出は 1 枚でよい）。

フロー図（出店希望日申込～出店まで）



(4) 出店日申込の注意点

ア. **出店者はシステム（ＬＯＧＯフォーム）による申込の先着順で決定する。**

出店決定者には申込受付後、市から行政財産使用許可書を送付する。

イ. 出店者の募集は、1 か月ごとに実施する。

ウ. 出店申込は出店を行う月の 2 か月前の 15 日 9 時から末日 24 時まで行うことが可能。

（例：令和 5 年 11 月分の出店募集の場合、令和 5 年 9 月 15 日～9 月 30 日まで）

エ. **1 業者につき 1 か月に 3 日まで申込が可能。なお、フォームは 1 日単位の申込形式のため、複数日申込の場合は、複数回フォームの申込が必要。**

（2 日分の場合は 2 回、3 日分の場合は 3 回の申込が必要）

オ. 原則申込内容の変更・訂正はできない。間違いのないように申込をすること。

カ. **出店キャンセルの場合は、必ず市に連絡をすること。**

出店月当月のキャンセルの場合、使用料等の返金ができないため注意すること。

例）12 月に 2 月出店分を申し込んだ場合

1 月中に連絡をすれば使用料はかからない。

2 月に入ってから連絡は、使用料徴収済のため返金されない。

なお、災害その他出店者の責に帰さない原因でキャンセルとなった場合は、その限りではない。

キ. **行政財産使用許可申請書の提出は、必ず申込を行った月中に提出すること。**

ク. 出店申込期間終了後、電子決済の場合は使用料等の支払い用のメールが、納付書支払いの場合は納付書が届くので、受領後すみやかに支払うこと（出店月までに支払いが完了していること）

支払いがされなかった場合、出店申込はキャンセルとする。

ケ. 出店申込期間終了後、出店箇所空きがある場合は、追加の募集を行う。

募集の方法等はその都度連絡する。

コ. 出店申込期間終了後、月ごとの出店者をまとめたウェブサイトを作成する。

サ. 出店者の都合で出店できなくなった場合でも、他の出店者に出店する権利を譲渡・転貸することはできない。

5. 参考

市職員の数

市役所職員 : 約 550 名

産業文化センター職員 : 約 200 名

消防本部職員 : 約 100 名

試行募集期間のアンケート結果

令和 5 年 11 月～令和 6 年 10 月の試行募集期間に出店者からのアンケートを集計

●出店者回答アンケートの結果

来客者数

1 年合計 : 10,454 人

1 か月平均 : 約 871 人

1 日平均 : 約 43 人

男女のどちらが多かったか

女性の方が多い 71%

同じくらい 16%

男性の方が多い 13%

利用者の一番多かった年齢層 回答上位 3 種別

40 代 52%

30 代 28%

50 代 13%

コアタイム（11 時～14 時）の売上割合 回答上位 3 種別

10 割 58%

9 割 13%

8 割 12%

●職員アンケートの結果

試行募集期間中に職員に対し、実施したアンケートを集計。

希望するメニューの値段帯

500 円以下を希望 約 3 割 800 円以下を希望 約 8 割

許容できる待ち時間

5 分以内を希望 約 4 割 10 分以内を希望 約 8 割

要望の多かったメニュー・種別

- ・お弁当
- ・待ち時間の少ないメニュー

別図第 1

低層棟

2 階連絡通路

電源準備位置
(電源ドラム)

電源盤

搬入経路

出店箇所

ボラード

高層棟

